

学校いじめ防止基本方針

鹿沼市立津田小学校

I いじめの防止等のために対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 学校としての基本理念

- 全ての教職員が、いじめの未然防止、早期発見に重点を置き、けんかやふざけ合いがいじめにあたるかどうかを丁寧に把握する。
- いじめにあたる場合は「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

II いじめ防止のための組織

「児童指導委員会」を組織し、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動（定期的・必要に応じたアンケート、教育相談、個人懇談、校内研修の実施等）を通じた未然防止対策を行う。また、いじめが発生した際には「いじめ対策委員会」を組織し、迅速な解決に向け組織的に対応する。情報収集の窓口は、教頭または児童指導主任とする。

1 児童指導委員会

(1) 目的

- ・未然防止、早期発見対策を目的とする。

(2) 開催

- ・月1回、定期的に開催する。（職員会議時）
- ・必要が生じた場合は随時開催する。

(3) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、児童指導主任、教育相談主任、保健主事、養護教諭

(4) 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の進捗状況の把握と不断の見直しと改善
- ・いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析、共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・校内研修会の企画、立案
- ・要配慮児童への支援方針決定
- ・校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

(5) 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析、共有
- ・情報交換による児童の状況の共有

2 いじめ対策委員会

(1) 目的

- ・いじめ認知時の迅速な対応を目的とする。

(2) 開催

- ・必要が応じた場合は随時開催する。

(3) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、児童指導主任、教育相談主任、保健主事、養護教諭
- ・問題の状況に応じて上記の構成員に、学級担任、児童指導担当教諭、スクールカウンセラー、状況によって学校評議員、PTA 等を加える。

(4) いじめ認知の流れ

- ・アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・いじめ対策委員会等を活用し、学校としての調査や指導を行う。
- ・上記の過程で学校としてのいじめの判断をした場合には、関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により、組織的調査を迅速に行う。

(5) 対応の流れ

- ・調査及び事実関係の把握
- ・指導支援の対象と手立ての明確化
 - ① 学年と学級、被害者と加害者、観衆や傍観者への指導支援
 - ② 保護者への連絡、説明
 - ③ 関係機関への連絡
- ・いじめ解決への指導支援
 - ① 保護者、教育委員会、関係機関との連携
- ・継続指導、経過観察

Ⅲ いじめ防止等に関する具体的な取組

1 いじめの防止

(1) 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳科を要として、道徳教育を充実させることにより、豊かな人間性を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。
- ・「とちぎの子どもたちへの教え 指導事例集」を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

(3) 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団行動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼び掛ける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

(4) 人権教育の充実

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。

- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
 - ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心掛けるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。
- (5) 保護者・地域との連携
- ・児童や保護者に、年度当初や入学時にいじめに対する学校基本方針等について説明し、地域や保護者の理解を得る。ホームページにも学校いじめ基本方針を掲載し、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広める。
 - ・面談や教育相談、学年懇談会などを通じて家庭との緊密な連携、協力を図る。
 - ・学校、家庭、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、ともに学ぶ機会を設定したりする。
 - ・「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」という認識をもち、日頃から当事者間の人間関係に留意し、観察する。
- (6) 情報モラル教育の実践
- ・道徳科や特別活動、さらに各教科において情報モラル教育を実践する。
 - ・児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ① ネット上には、個人情報（画像を含む）をむやみに掲載しない指導を徹底する。
→ネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪、侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ることを理解させる。
 - ② SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
 - ③ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。
→家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、情報機器に関する研修会を実施する。
- (7) 教職員のいじめに対する意識の高揚、及び指導力の向上
- ・教職員がいじめを発見し、相談された場合、情報を抱え込むことは「いじめ防止対策推進法23条」に違反し得ることを十分理解する。
 - ・いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
 - ・いじめに関するチェックリストを活用し、自己の取組や指導体制の改善を図る。
- (8) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況の確認
- ・いじめ防止プログラムの実践状況、いじめ防止の達成状況等、学校評価の評価項目に位置付けて評価する。

2 早期発見

- (1) 児童の見守り、信頼関係の構築
- ・児童の些細な変化に気付くこと。
 - ・児童との信頼関係構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。
- (2) 情報交換による共有
- ・毎月1回、職員会議時に児童指導委員会を開催し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
 - ・スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。
- (3) アンケートの実施
- ・児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的、及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。
- (4) 教育相談の充実
- ・教育相談月間を学期に一度設定する。
 - ・児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心

して学校生活を送れるよう配慮する。

- ・学校における教育相談について保護者の理解を図るとともに、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

(5) 家庭との連携

- ・保護者には、家庭においても児童の些細な変化があった場合には学校と家庭で連携して速やかに対応できるよう呼び掛けておく。
- ・学年だよりによる啓発や、家庭への連絡等、日頃より家庭との連絡を密にし、信頼関係を構築する。
- ・いじめの申し立てには「疑い」であっても瞬時に対応し、様々な機関と連携し、調査に努める。

3 いじめを認知した場合の対応

(1) いじめ対策委員会による調査

- ・いじめ対策委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて市、及び県教育委員会からの派遣を受けたり、外部専門家とも連携をとったりする。

(2) 保護者への報告

- ・いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

(3) いじめられている児童及び保護者への支援

- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限りの不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ・いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

(4) いじめた児童への指導及び保護者への助言

- ・いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・いじめた児童が十分反省し、行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

(5) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為はいじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。

(6) ネットいじめへの対応

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(8) いじめの解消要件

- ・いじめに係わる行為が止んでいることとは、「被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が相当の期間（3ヵ月）止んでいる。」ことを認識する。「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。」を認識し、判断するうえで児童及び保護者との面談も考慮する。

IV 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第 28 条により当該事案が重大事態と判断した場合には、以下の通り対応する。

※重大事態…いじめ等により児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は学校を相当の期間欠席（30 日間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）また児童・保護者からいじめの申し立てがあった場合も重大事態が発生したものとして、専門機関の協力をいとわず報告・調査にあたること

- 1 市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- 2 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として設置者の指示の下、本校のいじめ対策委員会が学校組織をあげて行う。
- 3 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- 4 いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時、適切な方法により、その説明に努める。
- 5 当該児童、及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時、適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- 6 いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。
- 7 いじめ対応に対して教職員に重大な過失があった場合には、懲戒処分が科せられることを踏まえ、常に自分の対応が適切であったかどうか、記録したり、児童指導委員会で話題としたりしながら確認する。
- 8 マスコミ対応では、被害児童・加害児童、及びその保護者や関係者に報告内容の同意を得た上で、報告内容に一貫性や整合性をもたせる。報告内容は教育委員会の指導を受けながら推敲し、回答（案）も準備しておく。

【参考資料】

- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29. 3. 16 文部科学省)
- ・いじめ防止等のための基本的な方針 (H29. 3. 14 文部科学大臣決定)
- ・生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A (H25. 12 国立教育政策研究所)
- ・「いじめ防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針について（パワーポイント資料） (H25. 10 文部科学省初等中等教育局児童生徒指導課)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（国の方針） (H25. 10. 11 文部科学大臣)
- ・「いじめ」の理解と対応 (H24. 12 栃木県教育委員会)
- ・情報モラル育成資料集 (H23. 2 栃木県教育委員会)